

覚せい剤原料保管場所廃止届出書

覚せい剤取締法第30条の12第1項第2号の規定により届け出た覚せい剤原料保管場所を廃止したので届け出ます。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

島根県知事

殿

指定の種類、番号 及び年月日	
業務所の所在地 及び名称	
廃止した覚せい剤 原料保管場所	
廃止の事由及びその 事由の発生年月日	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書^{かい}くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記載すること。